

2013年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

摂津市長 森山一正 殿

摂津市教育長 和島 剛 殿

2012年12月26日

日本共産党摂津市会議員団

(はじめに)

先の総選挙では、自民・公明両党が 320 を超える議席を獲得し、自公政権が復活する結果となりました。しかし、この結果は、3 年 4 ヶ月の民主党政権の失政への国民の怒りがもたらしたものであり、自民党の首脳自身が認めているように、自民党への国民的期待が広がった結果とは言えないことも明らかです。自民・公明両党が、公約として最大の重点とされた「デフレ・不況対策」にしても、これをそのまま実行しようとするれば、矛盾と危機はいっそう深刻にならざるを得ないでしょう。憲法改定を公然と掲げる自民党政権が生まれることはきわめて危険な動きですが、この道を強行しようとするれば、平和を願う広範な国民世論、アジア諸国民の世論と、激しい矛盾を引き起こさざるを得ないでしょう。日本共産党は、総選挙で掲げた公約の実現のため、新しい国会で、また国民運動と共同して全力を注ぐ決意です。今回の選挙結果を受け、来年度は自公政権のもとで新年度の予算編成に取り組まれる訳ですが、森山市政にとっても 3 期目出発の予算編成となります。自治体の本旨である「住民の福祉の増進」との役割を果たされることが、ますます重要になってきています。市民のくらしがますます大変になってきているなか、市民のくらしを守る立場で市政運営に取り組まれることを強く要望します。

(1) 「住民が主人公」の立場で清潔公正、住民本意の市政運営を

1. 第4次行革実施計画については、いったん白紙に戻し市民的議論を行うべきです。
2. 公共料金については来年度も据え置きし、水道料金については、府広域水道事業団より給水原価10円/m³引き下げを行なうとの予測もあり、市として働きかけるとともに引き下げを行なうこと。
3. 総合計画の3年目となるが、「協働と市民公益活動支援の指針」をもとに、さまざまな協働の取り組みを広げながら、基本問題についてもその政策立案段階から情報を公開し、市民参加で政策決定するシステムを構築すること。
4. 2013年度は「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」30周年を迎えます。また第8回平和市長会総会も開催されるが、市長会で取組まれている署名の普及をはじめ、ふさわしい規模で平和施策を展開すること。原発ゼロの日本に向け、政治決断を行なうよう国に求めること。
5. 府下1番の市税収入(2011年度市民1人あたりの額—21万8,266円)を市民のくらし第一に活用し、民生費の割合(構成比37.4%で府内下から5番目、府下平均は42.7%)を増やすこと。
6. 人権相談事業をはじめ、部落解放・人権夏期講座、部落解放研究全国集会などの事業は部落解放同盟と一心同体であり、即刻止めるべき。
7. 真の男女平等社会をめざして、せつつ第2期女性プランの推進とともに、条例の制定について検討を行うこと。
8. 公共事業の入札について改善を図ること。下水道工事の入札結果やゴミ収集委託について談合を疑わせるような結果になっており一層の透明性、公平性の確保に努めること。摂津市登録業者で実態の無い業者(ペーパーカンパニー)等への監視を強めること。
9. 公共工事を受託した事業者の適正な労働条件確保に向け、公契約条例を制定すること。分離分割発注の実施など市内企業の育成策拡大を検討すること。そして、本市も「特定行政庁」の取得めざし、検査体制を強めること。
10. 公共工事を受託した事業者の適正な労働条件をまもらせるために公契約条例を制定すること。
11. 高金利の市債については低利への借り換えを、引き続き政府や市中銀行に働きかけること。
12. 市民サービスの向上、総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設にむけ検討を行うこと。
13. 地方自治体における官製ワーキングプアが大きな社会問題になっているが、本市の非正規職員(臨時・非常勤)の割合は38.1%となっている。全職員で職員定数や自らの公務・公共サービスを見つめ直し、全体の奉仕者としての姿を追求することを求める。
14. 投票所の削減はストップし、参政権を保障するという視点から、抜本的な見直しをおこなうべきです。

(2) 福祉医療の充実を

(保健衛生関連)

15. 特定検診、がん検診の受診率が低下しているが、実態把握に努め、土日の保健センターの健診実施や各医療機関での体制充実を働きかけること。
16. 今後とも、季節的に問題になってくるインフルエンザや熱中症予防などでは、適切な情報発信や迅速な対応で市民の健康を守る対策を十分に講じること。
17. 地域的に不足している医療機関（医療科目）の把握に努め、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること（有床診療所、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科など）
18. 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
19. ヒブワクチン・子宮頸がんワクチン・肺炎球菌ワクチンなど任意接種のワクチンに対しての公費助成の制度を継続し、自己負担金の無料化、引き下げを行うこと。
20. 地域包括支援センターは、ひきつづき直営で行うこと。利用者・事業者・地域住民が運営や評価に参画できるよう運営協議会を民主的に設置すること。社協との定期的な協議など連携を深め地域福祉の向上に努めること。

(国民健康保険関連)

21. 国と府が推進する国保の広域化、一本化ではスケールメリットがあるといいながらも、財源補償、高額な保険料問題については解決にならず、国民負担の増大で医療費の増大・高齢化の進行問題を乗り切ろうとしている。国保の制度矛盾の解決、国の負担割合の増大を求め、現在の広域化については反対をすること。
22. 国保特別会計への一般会計からの繰り入れを増やし、赤字解消をはかること。合わせて保険料の引き下げを行うこと。
23. 18歳以下までは正規保険証を無条件で発行すること。
24. 国保運営協議会の諮問内容をもとに戻して、保険料改定など重大な要綱の変更はすくなくとも国保運協や議会にはかること。
25. 傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
26. 保険料及び医療費一部負担金の減免は、当面、生活保護基準1.3倍まで拡大すること。現行制度では3カ月更新で最高半年しか利用できない。慢性疾患など必要な方には通年で使えるようにすること。
27. 高額療養費の受領委任払い制度をきちんとお知らせし、保険料滞納を理由にした制度利用拒否は行わないこと。
28. 憲法25条を遵守し、生活保護受給者に保護開始以前の滞納保険料の徴収をしないこと。

(高齢者福祉関連)

29. 後期高齢者医療保険制度の廃止が先送りにされている。制度の存続が長引くほど保険料値上げや

窓口負担の軽減措置がなくなるなど、当事者にかかる負担が重くなっています。国に対し、即時廃止を求めること。

30. 公衆浴場の支援策として、助成制度を見直すとともに、空白地域への対策を検討すること。バリアフリー化の推進やデイサービス入浴としての活用、また高齢者以外の市民も利用できるような具体的取り組み(母の日、父の日、家族の日などの設定)を検討すること。ふれあい入浴の回数増を検討すること。安威川以南地域では、公衆浴場がないことを考慮し、2箇所のスーパージョウの割引券を発行すること。
31. 民間賃貸住宅家賃助成制度の所得制限をなくし、家賃限度額と助成額の増額を。住宅改造費助成制度の限度額、支給額の引き上げをおこなうこと。また、鳥飼野々公団の借り上げ住宅の設置の検討を行うこと。
32. 敬老祝い金の廃止計画は中止し、ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を。愛の一声訪問事業などと合わせ、きめ細やかな施策の充実を行うこと。
33. 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
34. 街角デイハウスなどの活動に対する補助金の増額を府へ働きかけるとともに、市として廃止せず継続すること。
35. 高齢者の死亡原因の高位を占める肺炎の予防と症状の緩和が立証されている、肺炎球菌ワクチンの接種に助成を行うこと。
36. 市立さくら苑については設立当初の理念に基づいて公設民営を堅持すること。

(介護保険関連)

37. 保険料の減免、利用料の負担軽減に市独自の繰り入れなどによる制度の改善をおこなうこと。また日常生活圏域におけるニーズの把握をきっちり行なって、必要な施設及び在宅サービスを充足させること。
38. 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。
39. 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き介護報酬の引き上げやそれに伴う処遇改善交付金等の継続を国に対して働きかけるとともに、市として介護事業所の実態把握を行うこと。
40. 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善すること。
41. ひき続き、要介護者が障害者控除認定書によって障害者控除の対象となって税申告ができることを周知徹底し、発行手続きを容易にすること。

(障害者福祉関連)

42. 国連障害者の権利条約の早期批准やそれに見合うような国内法の整備を国に働きかけること。
43. 障害者自立支援法のもとで生じている当事者への負担について、「応益負担」の撤廃や「障害程度区分」認定の根本的な見直しを、かつ事業所の実態調査と報酬単価の改善など事業所への支援の

拡充を、また引き続き当事者への負担軽減策を国の責任で行うよう、府や他市とも連携して行うこと。

44. 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」事業の計画的な推進、整備を行うこと(旧男女共同参画センター1階だけでは不十分)。
45. 府営住宅と同じく、市営住宅を障害者のケアホーム・グループホームとして使用できるように枠を設けること。日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
46. 働く場の確保、就労支援について不況下での厳しい状況ではあるものの、障害者雇用率を引き上げるよう市内企業に対して働きかけを行うこと。ダイキンサンライズの出資者として、被雇用者の待遇、労働条件の改善を働きかけること。また市内企業での雇用率拡大を推進すること。

(その他生活関連)

47. せっつ第2期女性プランに盛り込まれた業者婦人への支援を具体化し予算を確保すること。国や府にも業者婦人の地位向上の施策の具体化を働きかけること。また市議会でも意見書が採択されている所得税法第56条の廃止を国に働きかけること。さらに、業者婦人の労働・暮らし・健康の実態調査を行い、その結果を施策に反映すること。
48. 失業者が増大しているなか、求職困難を理由とする生活保護申請に対し、窮状と実態をふまえ、法の精神にもとづいて保護行政をおこなうこと。また、ひき続きケースワーカーの資質向上に努め、増員をはかること。さらに国の生活保護基準引き下げに反対すること。
49. 府の生活資金貸付制度については熱中症対策としてエアコン設置費用が支援項目になったことを市民に知らせるとともに、保証人制度の廃止や限度額の引き上げを行い市民が利用できる制度になるよう働きかけること。また、市独自の「生活資金貸付制度」を復活実施すること。生活保護、低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。
50. ホームレス特別措置法に基づきホームレスの命を守る対策を。生活保護の適用、厳冬期を迎えて緊急時の空きベッドの確保、公営・民間賃貸の空き部屋の活用、日用品支給の補助をおこなうなどの対策をとること。
51. 府が廃止した生活保護世帯への夏・冬季見舞金の復活を働きかけること。老齢加算の復活を国に働きかけること。
52. 水道料金減免制度の復活を。
53. 住民税の減免については、経済的な状況変化(収入の激減)や公私の扶助(所得基準を定めて低所得者の扶助認定者など)にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。

(3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

54. 「税と社会保障の一体改革」に反対し、消費税増税は実施しないよう国に求めること。
55. 大規模小売店出店の規制を行うこと。大規模な事業所の閉鎖・移転・縮小は、地域経済と自治体に大きな影響をおよぼします。事前の協議を行うよう制度化すること。

56. この間、取り組んできた市内事業所実態調査に基づいて、市独自の活性化対策を具体化すること。工場家賃や機械リースへの助成金についても検討すること。
57. 市独自の融資制度は預託金の増額など更なる改善を図ること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講ずること。
58. 恒常的に摂津市の商業政策を協議する機関（専門家、商業者、住民、行政等で構成する協議会）を設置し、具体化を図ること。
59. 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」の創設とともに住宅用太陽光発電への助成制度や、耐震補強・バリアフリー助成を併用し、総合的に活用できる制度を創設すること。
60. 小規模修繕工事等希望者登録制度については、限度額が90万円に拡大されたが、全庁的に点検、検証し、受注機会の公平、平等が確保されるよう努めること。
61. T P P 参加阻止を国に働きかけていくこと。
62. 市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。
63. 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。市民だれもが利用できるようなシステムを構築するとともに、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。

（４）環境を守り快適で住みよい街づくりを

64. 市が売却可能とした用地の運用にあたっては、市の福祉向上に役立て、財産として大事にすることなど、市民との協議などをしっかり行い、市民合意で政策をすすめること。
65. 環境重視の街づくりを具体的に推進するためにも、吹田市のように環境アセスメント条例を制定すること。
66. 太陽光発電設備設置に対する助成など自然エネルギー推進の施策を行うこと。
67. 民間も含め高い建物など一時避難場所として確保し、洪水ハザードマップと避難方法を地域住民に周知すること。
68. 安威川以南の雨水管線の整備を東別府につづき急ぐこと。
69. 大気汚染、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目なども充実をはかること。
70. 吹田操車場跡地開発については、誘致先として国立循環器病センターや吹田市民病院などが取りざたされているが、情報公開を徹底し、公正、民主的にすすめること。また、貴重な文化財包蔵地であり、遺跡・森林・防災をテーマにした活用をはかること。同時に埋蔵物の保存、展示のために、遺跡をかたどったレプリカの展示などを行える記念館など、施設、公園の整備を検討すること。
71. 正雀クリーンセンターについては、問題の出発点にたって「覚書」「協定書」の立場で関係機関

との協議を進め、本市の負担軽減に努力すること。

72. 環境センター焼却炉の更新は、さらなるごみの減量で、その延命化を図りつつ、更新のための財政措置など検討、準備をすすめること。同時にごみ処理の基本は自治体で責任を持つことを堅持しつつ、広域化、連携の協議は慎重にすすめること。
73. ダイオキシン対策のより効果的な対策を講ずること。
74. 大阪クリーンテック（株）のダイオキシン濃度の現状を把握し、定期的な情報公開と対策を求めること。
75. 三箇牧水路敷に土中保管されているダイオキシン汚染物質の処分は、進行管理と情報公開を行うこと。
76. ゴミ収集業務については、更なるゴミ減量をすすめること。また、民間委託をこれ以上拡大をしないこと。
77. リサイクルプラザに不燃ごみ処理施設の建設をすすめること。
78. 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
79. ごみ分別の徹底のために、組成調査を実施すること。
80. 生活排水処理基本計画の全面的な見直しをすること。
81. 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善すること。
82. 府の住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」にもとづき、公共施設（学校施設の耐震化は具体的に推進）と民間住宅の耐震化促進を具体化すること。そのために、民間住宅については、理解と協力を得るよう本市として努力すること。
83. 中規模のマンション、集合住宅の解体工事については地元住民への説明会を徹底させ、開発基準にも位置付けること。ほこり、騒音など公害対策をとり、指導をすること。
84. 安威川ダム建設はキッパリ中止し、ダムに頼らない治水対策を検討するよう関係機関に働きかけること。
85. 開発協議基準の指導を強化するため、ミニ開発についても公共空地などの確保を。民法上の隣接空間の確認書をもらうことを徹底させること。中心後退や市道などの不法占拠の実態を調査し、厳正に対処すること。
86. マンション、集合住宅の相談窓口の設置、プレイロットの固定資産税の減免や修繕費用に対する融資制度などマンション対策を行うこと。
87. マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように誘導策を講ずる事。
88. ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
89. 西洋タニシなど生態系を壊す生物の調査、駆除を。対策について農業委員会との連携、協力をは

かること。

90. 市立第6集会所（一津屋2丁目）の保存と活用具体化をはかること。
91. 市立第27集会所（東別府2丁目）の移設・建て替えを。
92. 市営野々住宅跡地は、集会所や公園のほか、児童センターを含む地域コミュニティの拠点として活用すること。
93. 投票所の統廃合はやめ、期日前投票所の増設など市民の参政権を保障すること。
 - ① 味生体育館の投票所は廃止せず、別府公民館建替えに復帰させること。
 - ② 旧ふれあいルームの投票所の廃止は抜本的に見直すこと。

（5）安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

94. 市内全域でバリアフリーのまちづくりをすすめること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
95. 鳥飼地域へもう一カ所消防署の増設や、耐震性貯水槽の増設、消火栓の整備など消防力の強化をはかること。
96. 南摂津駅に交番の設置を。
97. 防犯灯について、新增設やLEDへの変換など地域の実状に応じた対応を。
98. 耐震性も考慮した内容で、水道管本管から各家庭のメーターボックスまでの13mm管を20mm管に計画的に取り替えること。
99. 公共施設巡回バスについては、全市的な市民の足確保の視点で拡充すること。鳥飼野々2丁目公団住宅付近に停留所の設置を。
100. 循環バスの路線変更にあたり、朝夕の便数確保、駅への接続など利便性を高めること。また、敬老バスなど料金の免除、減額の制度の検討を行ない早期に実施すること。
101. 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。
102. 今後ともJR千里丘駅、阪急正雀駅前の自転車置場の増設をはかること。またラック式置き場、バイク（特に50cc越える）置き場の増設を検討すること。JR千里丘駅西口にエレベーターの早期設置と地元説明会の開催を。また交通混雑解消の取り組みでは、摂津警察署や吹田市の協力を求めつつ、可能な具体的取り組みを行うこと。
103. 市道新在家鳥飼中線、鳥飼下地域の歩道の段差解消、防犯灯の設置など安全対策を講じること。
104. 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策（時間規制、速度規制などの徹底）を摂津警察署に強く働きかけるとともに堤防の草刈りをこまめに行い安全対策をはかること。
105. 府道茨木寝屋川線の歩道改修（車道側へ傾斜がきつく危険）を大阪府に強く働きかけること。

106. 鳥飼八防交差点改良や歩者分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
107. 鳥飼野々1丁目26番1号地先交差点に信号を
108. 市道新在家鳥飼上線において、新在家1丁目付近の新幹線沿いに歩道の整備を。
109. 鳥飼西22号線における通過車両の速度規制など摂津警察署と連携し安全対策を強化すること。
110. 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、段差の解消をひきつづき府に働きかけること。緊急要望としては、①鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中区間及び鳥飼八坊2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。②鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。③別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
111. 鳥飼下1丁目11～12付近の道路面の改修を。
112. 鶴野1丁目、安威川右岸線の安全対策を。
113. 千里丘44号線、78号線における安全対策は、地元住民の意見をもとに約束した内容を引きつづき厳守すること。①通学路もあることから、速度・通り抜け規制の強化を。②山田川側の安全策またはガードレール設置を検討すること③山田川公園への横断歩道の設置を。
114. 桜町1丁目の大建コーポB棟前のT字路交差点部にカーブミラーの設置を。
115. 香露園10号線、香露園ファミリーマート南側の一方通行道路、香露園ヘルシーバス千里丘(銭湯)北側東西道路などの舗装を。
116. サンドライビングスクール前交差点への信号機の早期設置を。
117. 府道千里丘寝屋川線の昭和園地域トーカン工業グラウンド側に歩道の確保を。
118. 旧ふれあいルーム用地の中で、防災用地として確保された部分(100㎡)の舗装化を。
119. 千里丘東3丁目の小坪井橋の改修を。
120. 千里丘2丁目14の2、3地先の歩道の勾配改善を。
121. 桜町の小川水路の定期的改修を。また、小川水路壁面の雑草を定期的に伐採すること。
122. 竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者安全対策・雨漏り防止・浸水対策を。
123. 庄屋9号線水路の傷んだコンクリート蓋が一部区間で改修されたが、引き続いての全面改修を行なうこと。
124. 境川堤防(千里丘東4丁目、グラウンドハイツ横)通行止めしている区域は、みどりの遊歩道として早急に整備をすすめること。
125. 安威川歩道橋出入口のバリカーの一部撤去を(障害者団体の要望に応えよ)。
126. 正雀駅前のバリアフリー整備を含め安全対策をいそぐこと。

127. 府道正雀一津屋線、ライフ周辺の歩道の安全対策を。また第4中学校前から別府交差点までの歩道確保と鉄板蓋の取替を。
128. 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策をはかること。
129. 別府公園内のバリカー改善を。
130. 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを。
131. 公共施設の表示案内板を利用者にわかりやすいように整備していくこと。とりわけ新しくできた南千里丘の周辺など。
132. 南千里丘のモデルルーム跡地は、市民の合意が得られるような活用方法の検討をすすめること。

(6) 子どもと教育を守る施策を

133. 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。いっさいの暴力・体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントのない教育環境づくりを行うこと。
134. 「いじめ」「不登校」対策では、学校と保護者との信頼関係を築くことを重視すること。常勤の心理スクールカウンセラーを配置し相談室を設け、丁寧な対応に努力すること。
135. 「日の丸・君が代」の学校現場への押しつけ、強制はしないこと。子どもたち・保護者・教職員の内心の自由を保障すること。
136. 「心のノート」の使用の強制はしないこと。
137. 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
138. 全国・大阪府の学力テストに参加しないこと。
139. 「学習指導ツール開発・実践事業」によって作成される「学力テスト」をはじめ「ワークブック」「単元テスト」は参考教材・資料であり、学校への押しつけはしないこと。
140. 改訂学習指導要領については、すべての子どもに基礎学力を身につけさせるものとなるよう抜本的見直しを行い、その撤回を国に求めること。
141. 就学援助金制度の認定基準を元にもどすこと。支給費目にクラブ活動費を追加し、入学準備金の支給時期を早めること。
142. 高校授業料の無償化の継続と充実を国・府に働きかけること。
143. 少人数学級の拡大を国や府に要望するとともに、本市独自での実施に踏み出すこと。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。
144. 教職員の労働条件を改善し、教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけつつ、定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。授業に穴を開けないこと。ること。教職員の勤務時間など実態調査を行うこと。

145. 教職員の「評価育成システム」の中止と、メンタルヘルスの対策の強化を。
146. 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
147. 学校給食について
- ①民間委託ではなく、直営で正規の給食調理員を配置すること。
 - ②安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
 - ③中学校給食は、自校直営方式による完全給食をめざすこと。実施にあたり、学校現場との協議と負担軽減策の検討を行うこと。
 - ④アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
148. ベブ子ども園について、保護者との協議を丁寧におこない、納得と合意のもと子ども園運営を実施すること。
149. 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。
150. 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
151. 幼稚園の希望者全員入園と保育時間の延長、3年保育を行うこと。
152. 各学校・幼稚園に共通する施設改善・管理運営について
- ①学校など教育施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
 - ②非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。
 - ③トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと。
 - ④ひきつづき特別教室へのエアコンの設置を。
 - ⑤各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
153. 障害のある児童の教育について
- ①障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
 - ②「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
 - ③指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
154. 学童保育の充実を
- ①増え続ける学童保育に対応するため、希望者全員入室と保育室の確保、すしづめ状態を解消すること。
 - ②正規の指導者の配置を行い、身分を保障すること。
 - ③要支援児の受け入れを続け、人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
 - ④土曜日開所の拡大。保育時間の延長。長期休暇における朝の保育時間を繰り上げること。
 - ⑤4年生から6年生の児童にも対象年齢を広げる検討をおこない実施すること。
155. 放課後の全児童対策について
- ①「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保や学童保育との連携をはかること。
 - ②中学校区ごとの児童センター設置を検討するとともに、児童センター的な機能を全市的に拡大する工夫を行うこと。
 - ③放課後の児童生徒が安全にボール遊びができる空間を確保すること。
156. 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談室の体制を強化すること。

157. 旧三宅・味舌小学校の跡地・校舎の活用については、売却をしないことを前提に情報を公開し、各種団体やP T A・地元住民と一緒に考えるまちづくりに発展させること。
158. 府立鳥飼支援学校のグラウンドや施設の休日地域開放の拡充について府に働きかけること。
159. 味生体育館、鳥飼体育館のトレーニング器具の充実を。
160. 別府公民館の建て替え、千里丘公民館の施設改修を行うこと。
161. 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。
162. 市民プールの再建を。市営住宅用地余剰地に幼児用プールや親水施設の建設を。
163. 国の保育制度改悪案「子育て新システム」は、直接入所契約を結ぶ方式に変更するもので、市町村の保育責任を形骸化させ、親と園の責任だけにゆだね、「子育ても金次第」ということに変質させることとなります。公的保育の役割を堅持し、保育制度改悪を国に断念するよう働きかけること。
164. 保育所の民営化は行わないこと。保育所を増やして待機児の解消に努め、0歳児保育の拡大を行うこと。また臨時職員の保育士の待遇改善を行うこと。0歳から3歳児入所の枠を広げ民間保育所への補助金を増額すること。
165. どの地域でも安心して子育てできるように、保育所施設の充実と小児医療体制の強化を。ぜんそくアレルギー疾患の現状を把握し支援策を。
166. 子どもの医療費助成制度を通院でも中学校卒業まで対象年齢を引き上げること。国、府の制度においても対象年齢の引き上げなどの充実を求めること。
167. 子育て支援センターや保育所、地域子育て支援の広場事業など、住んでいる地域間での差も大きく、身近にないと利用しにくい現状をふまえて未整備地域での充実を。
168. 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。